



島根県報

令和5年8月14日（月）

第 4 3 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	（ ” ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ ” ）	2
保安林の指定施業要件の変更（2件）	（森 林 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見の概要	（中 小 企 業 課）	4
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	4

【公 告】

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（2件）	（農 業 経 営 課）	5
建設業法の規定による営業の停止	（土 木 総 務 課）	6
公共測量の終了	（技 術 管 理 課）	7

【特定調達公告】

島根県自治研修所講座申込システム構築・運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（人 事 課）	7
島根県防災ヘリコプター（JA32AR）定時点検整備に係る随意契約の相手方等	（消 防 総 務 課）	8
令和6年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の実施	（道 路 維 持 課）	8
放置駐車違反管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	11

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体	15
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体	15
政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体	17

島根県告示第539号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年8月14日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
合同会社訪問看護ステーション花hana	益田市横田町285-8	令和5年6月1日

島根県告示第540号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年8月14日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
訪問看護ステーション 碧	大田市三瓶町池田683	大田市久手町刺鹿1904-2	令和5年4月1日

島根県告示第541号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年8月14日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人共生会 俣賀出張所	益田市本俣賀町653番地1	令和5年5月25日
雲南なごみクリニック	雲南市木次町里方1093番地47	令和5年6月10日
えんや薬局	出雲市塩冶有原町四丁目63	令和5年5月31日

島根県告示第542号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年8月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第543号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年8月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第544号

令和5年島根県告示第405号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見が述べられたので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和5年8月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス出雲平田店 出雲市平田町字京塚1864番2外

2 意見を述べる者の氏名及び住所

遠藤 寛 出雲市平田町1800-2

3 意見の概要

(1) 意見の内容

年内完成予定で近隣に住宅を新築する事になっています。

図面を拝見させて頂きましたが、廃棄物置場・24時間搬入される荷捌き場が近くとなるようです。

ご配慮頂ければと思います。

(2) 意見を述べる理由

住んでみないとわからないですが、匂いや音などがどれくらい生活に影響するのか不安です。

4 縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

5 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第545号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年8月14日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	令和3年度～4年度	5枚	1冊	邑生⑦	令和5年8月2日
松江市	令和3年度～4年度	5枚	1冊	大井⑦	令和5年8月2日
浜田市	令和2年度～4年度	8枚	1冊	原井町1	令和5年8月2日
浜田市	令和2年度～4年度	14枚	1冊	黒川町7	令和5年8月2日
邑智郡邑南町	令和元年度～4年度	21枚	1冊	矢上13	令和5年8月2日
邑智郡邑南町	令和元年度～4年度	41枚	1冊	久喜4	令和5年8月2日

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和5年8月14日

島根県知事 丸山達也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
浜田市吉地町イ93番	田	1,008
浜田市吉地町イ94番	田	1,031

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和5年10月1日	権利の始期から令和10年3月31日まで	14,680

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和5年8月28日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課農業企画係

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和5年8月14日

島根県知事 丸山達也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
出雲市神西沖町2448番	畑	753
出雲市神西沖町2429番1	畑	536

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和5年10月1日	権利の始期から令和25年12月31日まで	38,680

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和5年8月28日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課農業企画係

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の一部の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和5年8月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 処分をした年月日

令和5年8月2日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 処分を受けた者の商号

有限会社佐藤電工

(2) 主たる営業所の所在地

島根県雲南市加茂町加茂中1143番地5

(3) 代表者の氏名

佐藤 賢治

(4) 許可番号

島根県知事許可（般-30）第8786号

3 処分の内容

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する全ての営業のうち、公共工事以外の工事に係るもの

（注）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が受託者

である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(2) 期間

令和5年8月17日から同月19日までの3日間

4 処分の原因となった事実

有限会社佐藤電工の代表取締役が、同社の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等違反により、罰金50万円の刑に処せられ、令和5年6月2日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年8月3日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年8月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和5年6月19日から同年7月31日まで

3 作業地域

隠岐郡隠岐の島町中村地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年8月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県自治研修所講座申込システム構築・運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部人事課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年7月13日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

島根県自治研修所講座申込システム共同企業体

代表者 富士通 J a p a n 株式会社 岡山・山陰公共ビジネス部 部長 佐藤 勝治

島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 F L C S 株式会社 中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区大手町二丁目7番10号

5 随意契約に係る契約金額

39,510,240円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手段に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。）

令和5年8月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県防災ヘリコプター（JA32AR）定時点検整備 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県防災部消防総務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年7月6日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

セントラルヘリコプターサービス株式会社 代表取締役 堀内 晋

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先1番地1

5 随意契約に係る契約金額

300,443,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年8月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ア	凍結防止剤散布車（2.5m ³ 級）	1台	雲南県土整備事務所
イ	凍結防止剤散布車（2.5m ³ 級）	1台	雲南県土整備事務所
ウ	凍結防止剤散布車（2.5m ³ 級）	1台	県央県土整備事務所大田事業所
エ	凍結防止剤散布車（2.5m ³ 級）	1台	益田県土整備事務所津和野土木事業所
オ	凍結防止剤散布車（4.0m ³ 級）	1台	雲南県土整備事務所

- カ 除雪トラック（7 t級） 1台 県央県土整備事務所
 - キ 除雪トラック（7 t級 路面補正装置付） 1台 雲南県土整備事務所仁多土木事業所
 - ク 除雪トラック（7 t級 路面補正装置付） 1台 雲南県土整備事務所仁多土木事業所
 - ケ 除雪トラック（7 t級 路面補正装置付） 1台 浜田県土整備事務所
 - コ 除雪グレーダ（3.7m級） 1台 出雲県土整備事務所
 - サ 除雪ドーザ（8 t級 サイドアングリングブラウ） 1台 隠岐支庁県土整備局
- アからサまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和7年3月21日（金）

(4) 納入場所

それぞれの配車先の県土整備事務所長又は事業所長が指定する場所

2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

また、入札書に記載する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含めないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部道路維持課道路管理係

電話 0852-22-6046 F A X 0852-22-6837

電子メール douroiiji@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付

本公告の日から令和5年9月11日（月）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から令和5年9月11日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

(2) 交付場所

4の場所

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和5年9月11日（月）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和5年9月25日（月）午前9時から同月26日（火）午後5時まで（同月25日午後5時から同月26日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和5年9月26日（火）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和5年9月26日（火）午前11時までに到着していること。

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年9月27日（水）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部道路維持課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- a Antifreeze spraying vehicle 2.5m³ class : 1
- b Antifreeze spraying vehicle 2.5m³ class : 1
- c Antifreeze spraying vehicle 2.5m³ class : 1
- d Antifreeze spraying vehicle 2.5m³ class : 1
- e Antifreeze spraying vehicle 4.0m³ class : 1
- f Snow removing truck 7 ton class : 1
- g Snow removing truck 7 ton class : 1
- h Snow removing truck 7 ton class : 1
- i Snow removing truck 7 ton class : 1
- j Motor grader with snowplow 3.7m class : 1
- k Tractor with snowplow 8 ton class : 1

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. September 25, 2023 to 5 : 00 p.m. September 26, 2023

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. September 26, 2023

(4) Date and time for opening of bids : 10:00 a.m. September 27 2023

(Bids by post must be received by 11 : 00 a.m. on September 26, 2023)

(5) Contact point for the notice : Road Maintenance Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-0887 Japan

TEL : 0852-22-6046

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年8月14日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

放置駐車違反管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

(4) 委託期間

契約の日から令和6年2月26日まで

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

なお、賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1 文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」又は営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 本件公告により賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)から(3)まで、(5)及び(6)の要件を満たす者であり、かつ、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。
- 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 0852-26-0110 内線 2241、2242
- 5 入札説明書の交付等
- (1) 入札説明書の交付方法
本公告の日から令和5年8月30日（水）までの間、電子調達システムにより交付する。
なお、これにより難しい場合は次により交付する。
- ア 交付期間
本公告の日から令和5年8月30日（水）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- イ 交付場所
4の場所
- (2) 入札説明会
実施しない。
- 6 入札参加希望者に要求される事項
- (1) この入札に参加を希望する者は、令和5年8月30日（水）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- 7 入札期間、開札日時等
- (1) 電子調達システムによる入札の期間
令和5年9月11日（月）午前9時から同月12日（火）午後4時まで（同月11日午後5時から同月12日午前9時までを除く。）
- (2) 書面による入札の日時、場所等
- ア 日時
令和5年9月12日（火）午後4時まで
- イ 場所
4の場所
- ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和5年9月12日（火）午後4時までに到着していること。
- (3) 開札の日時及び場所
- ア 日時
令和5年9月13日（水）午後1時30分
- イ 場所
島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第一小会議室
- 8 その他
- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、入札書に記載する金額に消費税等の額を加えた額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を徴収する。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合又は入札保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の10以上を徴収する。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合又は契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 予算の減額又は削除に伴う契約の解除

本入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合、契約を変更又は解除することがある。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Lease and introduction of Abandoned parking violation management system, 1 set

(2) Period for tender by electronic bidding: From 9:00 a.m. September 11, 2023 to 4:00 p.m. September 12, 2023

(3) Time limit for tender by bringing: 4:00 p.m. September 12, 2023

(Bids by post must be received by 4:00 p.m. September 12, 2023)

(4) Contact point for the notice: Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan
TEL: 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第61号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和5年8月14日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
参政党島根第1支部	鳥谷 秀和	石倉 久美子	雲南市木次町新市39	○	令和5年6月9日
参政党島根第2支部	中原 伸也	藤田 孝一郎	邑智郡川本町川本585-2	○	令和5年6月13日
自由民主党島根県益田市第五支部	久城 恵治	吉山 典克	益田市本町1-57	○	令和5年6月22日
自由民主党島根県松江市第九支部	中村 絢	松浦 貴久	松江市学園1-22-11 2階	○	令和5年6月27日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
倉井かつゆき後援会	倉井 克幸	倉井 留津子	益田市幸町4-92 竹田弘方	令和5年6月2日
須藤一二三後援会	須藤 一二三	須藤 三都歳	益田市横田町314番地1	令和5年7月12日
あちはたけお後援会	竹田 邦廣	阿知波 えり子	益田市中島町口188-2	令和5年7月24日
松本正人後援会	松本 正人	松本 奈美	益田市梅月町233	令和5年7月28日

島根県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和5年8月14日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党横田支部	勝田 康則	名称	自由民主党横田支部	自由民主党横田町支部	令和5年6月4日
自由民主党知夫村支部	矢田 堅四郎	主たる事務所の所在地	隠岐郡知夫村1051-13	隠岐郡知夫村1030-15	令和5年5月7日
		代表者の氏名	矢田 堅四郎	渡部 哲朗	
		会計責任者の氏名	川本 息生	萬 康	
参政党島根県支部連合会	平下 智隆	名称	参政党島根県支部連合会	参政党島根支部	令和5年6月9日
		会計責任者の氏名	春日 正	齋藤 麗	
自由民主党安来支部	田中 明美	代表者の氏名	田中 明美	嘉本 祐一	令和5年6月24日
		会計責任者の氏名	飯橋 由久	佐伯 直行	
自由民主党島根県自動車販売支部	野々村 健造	会計責任者の氏名	橋本 実千寿	久保田 茂実	令和5年6月22日
自由民主党島根県薬剤師支部	陶山 千歳	会計責任者の氏名	大庭 信行	大塚 泰治	令和5年7月15日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
			新	旧	
中村あたる後援会	黒川 聰	主たる事務所の所在地	江津市嘉久志町イ650	江津市嘉久志町イ1229-8	令和5年5月31日
平原祐一後援会	石川 雅由希	代表者の氏名	石川 雅由希	矢富 俊之	令和5年6月1日
しまね産業資源循環政治連盟	尾崎 俊也	会計責任者の氏名	荒木 正秀	梅 伸夫	令和5年5月26日
島根県浄化槽対策推進政治連盟	林 和弘	代表者の氏名	林 和弘	野村 吉秀	令和5年6月2日
島根県獣医師連盟	横田 司	代表者の氏名	横田 司	今井 裕三	令和5年5月31日
組織内議員等	岡本 早智雄	代表者の氏名	岡本 早智雄	佐川 敬一	令和5年7月1日

後援会					
日本栄養士連 盟島根県支部	山本 知子	会計責任者の 氏名	藤田 真由美	倉橋 恵里	令和4年6月18日
全日本不動産 政治連盟島根 県本部	舟越 隆明	代表者の氏名	舟越 隆明	山根 潤	令和5年6月29日
		会計責任者の 氏名	木戸 良美	梶谷 圭一	
島根県神谷ま さゆき後援会	陶山 千歳	会計責任者の 氏名	大庭 信行	大塚 泰治	令和5年7月15日
島根県本田あ きこ後援会	陶山 千歳	会計責任者の 氏名	大庭 信行	大塚 泰治	令和5年7月15日
島根県薬剤師 連盟	陶山 千歳	会計責任者の 氏名	大庭 信行	大塚 泰治	令和5年7月15日

島根県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和5年8月14日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
松本 奈美	松本奈美後援会	令和5年4月15日